

公募公告

当局が管理するさいたま第2法務総合庁舎ほか17庁の庁舎の指定する一部において、有償による使用許可を受け、清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理を行う方を募集します。応募しようとする方は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和2年1月27日

法務省所管国有財産部局長

さいたま地方法務局長 岡田 治彦

1 公募に付する事項

(1) 件名

さいたま第2法務総合庁舎ほか17庁の庁舎における使用許可（清涼飲料水等の自動販売機設置及び維持管理運営業務一式）の相手方の選定

(2) 使用許可をする場所及び募集台数

企画提案募集要領による。

(3) 募集者数 1者（社）

(4) 設置期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

2 募集の趣旨

職員、来庁者及び施設の利用者等の福利厚生を目的として、さいたま第2法務総合庁舎ほか17庁の庁舎の指定する場所の使用許可を受け、清涼飲料水の自動販売機を設置し、その運営管理を行うもの（法人、個人を問わない。）を広く募集し、募集された方の中から、提出された企画提案書及び応募者の提示する国有財産使用料の金額（以下「提案使用料」という。）を総合的に評価することにより、相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、清涼飲料水等の自動販売機を設置し販売する。

なお、さいたま第2法務総合庁舎に設置する自動販売機の内1台については、飲料水以外（菓子類等）の販売を行う。

また、企画提案募集要領別紙において指定した自動販売機の設置場所付近には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミを回収しなければならない。

なお、詳細は、企画提案募集要領を参照すること。

4 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和2年1月27日（月）から令和2年2月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、平日の正午から午後1時の間及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条各号に掲げる日を除く。

イ 交付場所

さいたま地方法務局会計課施設係（担当：千葉）

さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎

電話：048-851-1019（直通）FAX：048-851-1060

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又はファクシミリによる交付申込みは受け付けない。）。

なお、受領する際に、受領者（担当者）の名刺と受領書に押印する印鑑を持参すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和2年2月28日（金）午後5時15分までとする。郵送の場合には同日必着とする。

イ 提出場所

(1)イと同じ。

ウ 提出方法

(1)イに持参又は郵送により提出すること。

エ 提出部数 1部

5 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面（形式は問わない。）にて受け付けるので、持参、郵便又はファクシミリにより行うものとする。

ア 提出期限

令和2年2月7日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所

4(1)イと同じ。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

令和2年2月21日（金）までに書面等により行う。

イ その他

期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

また、質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは、企画提案募集要領を受領した全員に対し、その質問内容及び回答を周知するものとする。

なお、質問の内容によっては、公募手続の公平、公平性の確保の観点から回答できない場合がある。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 経営の状況又は信用が著しく悪化していないと認められる者であり、かつ、福利厚生施設の営業及び管理について適正な履行が確保される者であること。

ウ 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしている者ではないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

コ 4(1)により企画提案募集要領の交付を受けていること。

(2) 応募者は(1)エからケまでの要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)エからケまでの当該要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

なお、誓約書様式は企画提案書作成要領別添様式2及び3を使用すること。

(3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記4(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書及び国有財産使用料価格提案書に記載する提案金額を審査採点し、総合得点の最も高い応募者を使用許可の相手方として選定する(実際に国に支払う額は、提案金額に消費税分10パーセントに相当する額を加算した金額になる。)

ただし、提案金額が、さいたま地方法務局が定める国有財産使用料の最低価格(以下「最低使用料」とする。)に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。

なお、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案金額の高い方とする。

(5) いずれの応募者も提案金額が最低使用料に達しない場合は、総合得点の高い応募者から順に、最低使用料の金額以上の提案金額が提示可能であるかの交渉を行う。

(6) (5)の手続によっても、いずれの応募者の提案金額も最低使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

(7) 選定結果(再提案の場合を除く。)については、担当部署から各応募者に対して、令和2年3月19日(木)までに連絡する。

なお、詳細は、企画提案募集要領を参照すること。

7 自動販売機設置予定場所の現場調査について

自動販売機設置予定場所において、現地調査を希望する場合は、適宜の用紙に希望日時を記載し、持参、郵送又はファクシミリの方法で希望日時の3日前までに、会計課施設係宛てに提出し、担当者の了承を得てから現場調査を行うこと。

現場調査については、令和2年1月27日(月)から令和2年2月21日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、平日の正午から午後1時の間及び行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条各号に掲げる日を除く。

なお、現場調査で発生した費用は応募者の負担とする。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の

負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 当施設の廃止やその他の事情により、使用許可を取り消す場合がある。